

力性ある運営を爲し得る如くすること

四、戦時適正賃金制度の確立

労働者の生活の恒常性を確保し労働能率の向上を期する爲賃金統制を合理的ならしむると共に賃金統制上必要な措置を別途講ずること

第四、労働者用物資、住宅等に関する

対策の強化

一、労働者用物資の割當並に配給は原則として産業報

國會の組織を通ずることとし其の一元化を圖ること

二、工場、礦山、事業場に於ける購買會の配給機構上の地位を認め之が積極的活用を圖ること

三、労働者住宅、寄宿舎及厚生施設は國に於て一定の規格を定め工場施設と一體的に計畫せしむると共に其の建設既設建物の有效利用等に付特別の措置を講ずること

第五、本要綱實施に關し必要なる経費に付ては豫算上の措置を講ずること

民族研究所官制の公布

民族研究所官制は昭和十八年一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制（昭和十八年一月十六日
勅令第216号）

日の件公布

健康保険法中改正法律の一一部施行期

健康保険法中改正法律の一一部施行期の件は昭和十七年十二月一日より施行ス但シ第一條第

第一條 民族研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ民族政策ニ寄與スル爲諸民族ニ關スル調査研究ヲ行フ

第二條 民族研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 専任八人

奏任

助手 専任八人 判任
書記 專任二人 判任

所長ハ所員ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 民族研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム參與ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 所長ハ文部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第六條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省官制第八條第四號中「電波物理研究所」ノ下ニ「民族研究所」ヲ加フ

〔参照〕

昭和十七年十一月一日公布 勅令第七百四十八號文部省官

第八條 科學局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

四 氣象官署、緯度觀測所、資源科學研究所、電波物理研究所及東京科學博物館ニ關スル事項

民族研究所官制の公布

民族研究所官制は昭和十八年一月十八日付官報を以

て左の如く公布せられた。

民族研究所官制（昭和十八年一月十六日
勅令第216号）

日の件公布

健康保険法中改正法律の一一部施行期

健康保険法中改正法律の一一部施行期の件は昭和十七年十二月一日より施行ス但シ第一條第

第一條 民族研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ民族政策ニ寄與スル爲諸民族ニ關スル調査研究ヲ行フ

第二條 民族研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 専任八人

奏任

昭和十七年法律第三十八號中未ダ施行セラレザル規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條第

二項、第十三條及第四十五條ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保険法施行令中改正の件公布

健康保険法施行令中改正の件は昭和十七年十二月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

日本付官報を以て左の如く公布せられた。

健康保険法施行令中改正ノ件
(昭和十七年十二月九日)
〔勅令第八百二十六號〕

第一條 健康保険法第一條第二項ニ規定スル被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ範圍ハ引續キ六月以上被保險者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルニ又ハ外勤手當)ヲ加フ

第一條 健康保険法第一條第二項ニ規定スル被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ範圍ハ引續キ六月以上被保險者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルニ又ハ外勤手當)ヲ加フ

第五條第一項第三號及第四號中「作業」ヲ「業務」ニ、第六號中「業務」ヲ「事業所」ニ改ム

第五條ノ三第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル額ガ十錢未満ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

健康保険法中改正法律ノ一部施行
健康保険法中改正法律ノ一部施行期の件は昭和十七年十二月一日より施行ス但シ第一條第

第一條 民族研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ民族政策ニ寄與スル爲諸民族ニ關スル調査研究ヲ行フ

第二條 民族研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 専任八人

奏任